

(評価基準) 全73項目  
 A: かなり取り組めた(100%以上実施).....25  
 B: 取り組めた(70%以上100%未満実施).....17  
 C: ある程度取り組めた(40%以上70%未満実施).....16  
 D: あまりできなかった(40%未満実施).....5  
 E: 事業未実施.....10

★基本方針 1. 地域コミュニティ参加への理解

重点施策 重点施策

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗	継・	令和3年度の実実施計画	主な担当課
								評価	廃・新		
(1) 人権の尊重を推進する	①	人権尊重、男女共同参画に係る広報・啓発	人権尊重や男女共同参画に関する情報を市民や事業所に対し、広報紙や啓発パンフレット、市公式ウェブサイト、講演会等を通して啓発していきます。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による情報提供	広報・市ウェブサイト等で人権全般を啓発し、市民の人権感覚の醸成を促進。 ・「人権週間特集号」の発行 ・「人権まんが冊子」の発行 ・啓発パンフレットの作成 ・懸垂幕の掲示 ・人権啓発ビデオの貸し出し	・「人権週間特集号」の発行 ・「人権まんが冊子」の発行 ・啓発パンフレットの作成 ・懸垂幕の掲示 ・人権啓発ビデオの貸し出し	・人権週間特集号を発行(37,000部)し、市内全戸配布した。 ・人権マンガ冊子を発行(1,000部)し、市内小学6年生へ配布した。 ・女性活躍情報誌を発行(38,000部)し、市内全戸配布した。 ・人権週間(12/4~10)において、懸垂幕を掲示した。 ・人権啓発ビデオの貸し出しを実施した。	A	1: 継続	・「人権週間特集号」の発行(38,000部) ・「人権まんが冊子」の発行(1,000部) ※毎年、5つのテーマのうち2, 3つのテーマを変更している。 ・女性活躍情報誌を発行(38,000部)し、市内全戸配布予定 ・懸垂幕の掲示(人権週間にふれあいセンターで) ・人権啓発ビデオの貸し出し(0件)	人権推進課
	②	人権教育・啓発の推進 「重点施策2②(計画書p48)」	人権に関する理解を深めるために、家庭・地域・学校・保育園・職場等あらゆる場を通して人権教育の充実を図ります。 人権ふれあいセンター等の身近な公共施設を地域福祉の拠点として、人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。	人権擁護委員の活動支援や連携の強化を図ります。	人権擁護委員をはじめ、国、愛知県との連携のほか、愛知人権啓発活動ネットワーク協議会と協力して、幅広い啓発活動を実施。	人権教室 ・令和2年8月 秋竹小児童クラブにて開催 ・令和2年10月27日(火) 七宝北部・聖徳・大花にて開催	人権教室(中止) ・令和2年8月8日 秋竹小児童クラブにて開催 参加者70名 ・令和2年10月27日(火) 七宝北部・聖徳・大花にて開催 ※事務局(人権推進課職員)のみで実施	C	1: 継続	人権教室 ・令和3年8月開催予定 ・令和3年10月22日(金) 篠田・五条にて開催予定	人権推進課
					1) 人権講演会開催事業	1) 海部地区人権教育講演会の開催を通じ、市民の人権に対する意識を高める。	1) 海部地区人権教育講演会 日時: 令和2年8月7日(金) 午後2時~4時 講師: タレント スマイリーキクチ氏 演題: インターネットと人とのかかわり合い ~突然、僕は殺人犯にされた~ 会場: 甚目寺公民館大ホール(今年度は中止)	コロナのため中止	E	1: 継続	1) 海部地区人権教育講演会 日時: 令和3年8月6日(金) 午後2時~4時 講師: スマイリーキクチ氏(タレント) 演題: インターネットと人とのかかわり合い ~突然、僕は殺人犯にされた~ 会場: 甚目寺公民館大ホール

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
				1-1)講演会の実施、人権作文発表、ふれあいコンサート、パネル・啓発作品の展示。	1-1)人権講演会 日時：令和2年11月22日（日）午後1時30分～4時 場所：あま市美和文化会館大ホール他 内容：人権講演 募集人数：700名 その他：中学生による人権作文発表、人権啓発パネル展示	1-1)人権講演会（中止） 日時：令和2年11月22日（日）午後1時30分～4時 場所：あま市美和文化会館大ホール他 内容：人権講演 募集人数：700名 その他：中学生による人権作文発表、人権啓発パネル展示	E	1：継続	1-1)人権講演会 日時：令和3年11月21日（日） 場所：あま市美和文化会館大ホール他 内容：人権講演 募集人数：700名 その他：中学生による人権作文発表、人権啓発パネル展示	人権推進課
			2)指導者養成のための学習機会の提供・参加促進	2)人権教育の指導者を養成する機会の充実、参加促進に努める。	2)新任転任の教職員研修をはじめ人権感覚を高める研修会を実施。 日時：令和2年8月27日（木） （会場：書面開催）	コロナのため書面開催			2)新任転任の教職員研修をはじめ人権感覚を高める研修会 日時：令和3年8月27日（金）	学校教育課
			3)あま市小中学校人権教育研究会活動	3)あま市人権教育研究会を中心に各校の人権教育を推進する。	3)各校の授業実践等の資料収集と啓発に資するために、人権教育研究紀要第11集を作成予定。	3)各校の授業実践等の資料収集と啓発に資するために、人権教育研究紀要第11集を作成した。	D	1：継続	3)各校の授業実践等の資料収集と啓発に資するために、人権教育研究紀要第12集を作成予定。	
			4)こころ豊かな子どもたちを育む基盤づくり	4)主体的に判断し、よりよい生活を目指して行動できる人間を育てるための道徳教育の実施。	4)道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図っていく。	4)各学校で道徳、総合的な学習だけでなく、各教科や行事を通して、主体的な態度の育成を図った。			4)道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図っていく。	
			人権教育講演会の開催	市民、教職員、保育園職員及びPTAに対する人権啓発の推進、人権意識の向上及び人権問題の正しい理解を目的として、あま市小中学校人権教育研究会との共催により人権教育講演会を開催する。	令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止と決定した。	令和2年5月20日のあま市小中学校人権教育研究会にて新型コロナウイルスの感染拡大が憂慮されたため中止を決定した。	E	1：継続	令和3年度については、参加対象の減員等の新型コロナウイルス感染症対策を取ったうえで開催する。	生涯学習課
			1)人権研修の実施	1)保育に携わるすべての職員を対象に人権についての研修を行っている。	1)人権の気づきの学びのため研修を継続する。	・あま市保育園等職員人権保育研修会の実施 日時：令和2年11月12日（木）午後4時30分～午後6時まで 場所：あま市美和文化会館 対象者：あま市保育園等職員91名 演題：「人権について」	A	1：継続	・人権の気づきの学びのため研修を継続する。 ・あま市保育園等職員人権保育研修会の実施 日時：令和3年11月25日（木）午後4時30分～午後6時まで 場所：あま市美和文化会館 対象者：あま市保育園等職員91名 演題：「人権について」	子育て支援課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課	
				1-1)人権意識を高め、人権の視点に立った職務の遂行と人権問題の解決に向け地域における推進的役割を担える職員を育成するため、各種人権研修を充実する。	1-1)人権施策推進本部員・幹事会人権研修及び職員人権研修を実施する。(課長以上) ①部落(同和)差別問題 日時:令和2年7月29日(水) ②男女共同参画 日時:令和3年1月27日(水)	1-1)人権施策推進本部員・幹事会人権研修及び職員人権研修を実施する。(課長以上) ①部落(同和)差別問題 日時:令和2年7月29日(水)(中止) ②部落(同和)差別問題 日時:令和3年1月27日(水)(中止)	C	1:継続	1-1)人権施策推進本部員・幹事会人権研修及び職員人権研修を実施する。(課長以上) ①性的マイノリティについて 日時:令和3年7月28日(水) ②インターネットによる人権侵害について 日時:令和4年1月26日(水)	人権推進課	
									3:新規	1-1)人権施策推進本部会員人権研修を実施する。 ①性的マイノリティについて 日時:令和3年8月4日(水) ②同和問題・部落差別について 日時:令和3年12月上旬	
									D	1:継続	1-2)職員人権研修(受講人数は各30名) ①ハンセン病問題 日時:令和3年6月22日(火) ②性的マイノリティについて 日時:令和3年9月22日(水) ③障がいのある人の人権 日時:令和4年2月中旬
		2)人権教育の実施	2)あま市における保育所人権保育指針を基に子どもたちに人権についての教育を進めている。	2)人権委員会を中心に子どもたちの人権について話し合い学び、実践を継続する。	・人権委員会の実施(4回実施) ①令和2年7月7日(火) ②令和2年9月24日(木) ③令和2年11月9日(月) ④令和2年12月14日(月) ○内容:「4つのカテゴリーについての保育場面の実践記録」		A	1:継続	・人権委員会を中心に子どもたちの人権について話し合い学び、実践を継続する。 ①令和3年6月14日(月) ②令和3年9月16日(木) ③令和3年11月1日(月) ④令和3年12月3日(金) ○内容:「4つのカテゴリーについての保育場面の実践記録」(令和2年度から3年間の取り組みで2年目)	子育て支援課	
③	同和教育及び啓発の推進	同和問題に対する正しい理解を深め差別意識を解消する取組として、啓発資料の作成や学習機会、情報提供の充実を図ります。	1)広報紙や市公式ウェブサイトによる啓発 2)パンフレットなど啓発資料の作成・配付	1)広報紙に部落(同和)差別問題に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。 2)啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。	1)広報紙に部落(同和)差別問題に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。 2)啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。	1)人権週間特集号にて、部落(同和)差別問題に関する記事を掲載した。 2)啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布した。			1)広報紙に部落(同和)差別問題に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。 2)啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。	人権推進課	

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
			③ 部落（同和）差別問題研修事業	③ 部落（同和）差別問題の解決に向け、研修を実施する。	③ 職員人権研修 部落差別に至るまでの歴史的背景を学び、正しい認識を持つ事によって部落（同和）差別問題の解決を図る。 部落（同和）差別問題 日時：令和3年2月2日（火） 午後2時から午後3時30分まで 場所：人権ふれあいセンター 参加予定人数：30名（主幹以下）	③ 職員人権研修 部落差別に至るまでの歴史的背景を学び、正しい認識を持つ事によって部落（同和）差別問題の解決を図る。 部落（同和）差別問題 日時：令和3年2月2日（火） 午後2時から午後3時30分まで 場所：人権ふれあいセンター 参加予定人数：30名（主幹以下）（中止）	C	1：継続	③ 人権施策推進本部会員人権研修 部落差別に至るまでの歴史的背景を学び、正しい認識を持つ事によって部落（同和）差別問題の解決を図る。 部落（同和）差別問題 同和問題・部落差別について 日時：令和3年12月上旬 午後2時から午後3時30分まで 場所：本庁舎 参加予定人数：34名	
④	多文化共生社会の推進	外国人の人権を尊重する意識の普及・啓発の推進を図り、互いの文化を学ぶ機会を充実させる等、在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくりを進めます。	市職員や教職員に対する国際感覚を身につけるための研修を充実します。	市職員や教職員に対する研修に、国際感覚を養う内容を充実させる。	市民人権講座の開催をテーマ（各分野）を決めて、年3回実施予定。	新型コロナウイルスの感染拡大予防により1回の実施となった。 ・日時：令和3年9月24日（木） ・テーマ：「外国人の人権」 ・参加人数：30名	D	1：継続	例年と同様、市民人権講座の開催をテーマ（各分野）を決めて、年3回実施予定。	人権推進課
⑤	障害者差別解消法の周知・啓発	障がいのある人への差別解消の取組として、市民に対して広報紙、市公式ウェブサイトでの障害者差別解消法の周知や海部東部障害者総合支援協議会による講演会等の啓発活動を行っています。 市職員については、職員対応要領により窓口対応の向上を図り、市職員の差別解消に関する研修会を継続して実施していきます。	啓発パンフレットなどの配布	啓発パンフレットを講演会や講座等において配布する。また、各施設の窓口にパンフレットを配置し、啓発を行う。	各施設の窓口にパンフレットを配置し、情報提供、啓発を図る。	各施設の窓口にパンフレットを配置し、情報提供、啓発を図った。	A	1：継続	各施設の窓口にパンフレットを配置し、情報提供、啓発を図る。	人権推進課
			合理的配慮に関する啓発チラシの作成・配布	海部東部障害者総合支援協議会の権利擁護支援部会において、障がいのある人への合理的配慮に関する4コマ漫画を作成し、関係機関への配布を行う。	海部東部障害者総合支援協議会の権利擁護支援部会において令和元年度に制作した災害時のためのコミュニケーションボードを指定避難所に設置し、障がいのある人の被災時のスムーズな意思疎通のためのツールとする。	4コマ漫画を掲載した障害福祉マップの配布を継続するとともに、市内41避難所にコミュニケーションボードを設置した。	A	1：継続	コミュニケーションボードを更に充実させるため、指文字のページを追加する。また、新型コロナウイルスワクチンの接種会場にも設置することで、ワクチン接種においても合理的配慮の徹底を図る。	社会福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
⑥	福祉教育の推進 「重点施策2② (計画書p48)」	学校教育において、様々な学習機会を通じ、地域福祉への理解を深めていきます。 市社協では、市内の小・中学校・高等学校を社会福祉協力校として指定し、手話・点字・車いす及び盲導犬等の福祉体験（福祉実践教室）を行い、各学校の福祉に関する取組を支援します。	福祉実践教室等の実施	総合的な学習の時間で、福祉をテーマにした学習を実践する。	福祉体験教室を9校で実施を予定。	令和2年9月9日(水) 甚目寺小学校での開催をかわきりに、福祉体験教室を9校で実施した。	B	1: 継続	令和3年6月17日(木) 美和東小学校での開催をかわきりに、福祉体験教室の実施を10校で予定している。	学校教育課
			福祉教育の一環として、市内の小・中・高等学校19校すべてが社会福祉協力校として福祉体験を実施	小さい頃から思いやりや支え合いの心を育てていくため、福祉実践教室では障がい者等が身近に感じられるよう体験をする。また、認知症への対応を学ぶ。10年後、20年後における地域の担い手を育てていく。	他の市町村の状況を確認し、福祉実践教室のみではなく、他の機会も計画できるように働きかけていく。また、園児との交流の機会も増加できるように働きかけていく。	市内すべて 19校委嘱 福祉実践教室 9校実施  新型コロナウイルスの影響で福祉実践教室の実施校が減少。また、園児との交流等の行事もできなかった。	C	1: 継続	福祉実践教室に関しては、コロナ禍においても、あま市内の全校で実施出来るよう、感染対策を行い、工夫し計画をしていく。また、感染対策を行い園児との交流等、他の行事も計画していく。	社会福祉課
⑦	障がいの特性についての周知・啓発	障がいの特性について、広報紙や市公式ウェブサイト等で周知し、理解を深めます。	冊子「障がいがある方たちの災害24時」による啓発活動	各障がいの特性とそれに応じた災害時の対応を紹介する冊子を配布することで、啓発活動を行う。	引き続き「災害24時」の啓発を行う。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を鑑み、自治防災会の会合等、小規模な場での啓発を実施していく。	新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった会合等が多くある中で、「災害24時」の啓発活動を1回実施（事業所：カラフル甚目寺にて）し、約30名に説明した。	A	1: 継続	引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しながら、可能な限り「災害24時」の啓発を実施していく。	社会福祉課
⑧	認知症高齢者への理解	認知症サポーター養成講座の定期的な開催によりサポーターの普及に努めることで、認知症に対する正しい知識や理解から認知症高齢者と家族への支援を含めた、地域で支える仕組みづくりを進めていきます。	認知症について正しく理解し、本人やその家族を見守る認知症サポーターを養成する。	一般市民や市内中学生、各種団体等を対象に認知症サポーター養成講座を開催していく。	中学校や一般住民、事業所に向けて講座を開催する。	実施状況 4/17 高齢福祉課新人職員 6/25 あま市新人職員研修 9/17 配食事業者と一般 11/10 民生委員美和地区 11/11 民生委員甚目寺地区 11/26 民生委員七宝地区 12/2 ネット員美和 12/4 ネット員七宝 12/18 交通指導員 3/29 地域住民及び美容師  市新規職員 24人 民生委員 108人 ボランティア 42人 配食事業者 2人 美容師 5人 交通指導員 20人 市民 13人 計 214人	B	1: 継続	中学校や一般住民、事業所向けに講座を開催する。	高齢福祉課
⑨	虐待防止への体制整備	虐待防止・早期発見のために、虐待防止ネットワーク協議会でケース検討や啓発活動を行い、医療、教育、福祉、行政、司法、警察等地域の関係機関と協働したセーフティネットの構築を図ります。	あま市虐待等防止ネットワークによる高齢者虐待防止	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対処する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	令和3年2月にあま市虐待等防止ネットワーク協議会を画面会議にて開催し、各種関係機関と事例についての検討を行った。	A	1: 継続	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	高齢福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
			1)代表者会議、実務者会議の実施	実務者会議を行い、各組織との連携を密に行うことで、虐待防止や発生時の支援体制の協議をスムーズに行う。	1)代表者会議、実務者会議	実務者会議 12回 代表者会議 0回	B	1：継続	・代表者会議、実務者会議 ・啓発のための活動	子育て支援課
			2)虐待防止のための啓発活動の実施		2)啓発のための活動	街頭啓発 3回			・啓発のための活動	
			障がい者虐待防止に関する講演会の実施	保護者・支援者に向けた講演会を実施し、虐待防止に関する意識を高める。	引き続き虐待等防止ネットワーク協議会でケース検討や啓発活動を行い、又、児童・高齢者・障がいのある人といった対象を限定せず、人権尊重の観点から虐待防止にかかる講演会を開催する。	新型コロナウイルス感染症の影響により講演会の開催は中止となったが、ケース検討や啓発活動といった虐待防止への取り組みを虐待等防止ネットワーク協議会により実施した。	A	1：継続	引き続き虐待等防止ネットワーク協議会でケース検討や啓発活動を行うとともに、海部東部障害者総合支援協議会において、障がいのある人への虐待の防止に関する講演会の開催を検討していく。	社会福祉課
			1)虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、ケース検討や啓発活動を行う。	1)虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、街頭啓発、乳幼児健診において啓発グッズの配付。 ・虐待予防のためのリーフレット配付及び相談体制の充実。	1)虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、街頭啓発、乳幼児健診において啓発グッズの配布を継続する。乳幼児健診において啓発グッズの配布を継続。 ・乳児全戸訪問にて、チラシの配布。	1)虐待等防止ネットワーク協議会に年6回参加。 (啓発活動) ・街頭啓発活動への参加…11月10日(火)、12日(木)、17日(火) ・母子手帳交付時、乳幼児健診にて啓発グッズを配布…1,357個 ・乳児全戸訪問にて、チラシの配布…621枚	B	1：継続	虐待等防止ネットワーク協議会に参加しケース検討や啓発活動を実施する。 (啓発活動)街頭、母子手帳交付時、乳幼児健診、乳児全戸訪問において啓発グッズの配布を継続。	健康推進課
			2)児童相談所、子育て支援課と連携して対応する	2)健康推進課で虐待疑いの相談を受けた場合、子育て支援課、必要に応じて児童相談所と連携。	2)乳幼児健診、相談等において相談体制の充実をはかる。	乳幼児健診、育児相談(年36回)を実施。※新型コロナウイルスによる緊急事態宣言中は中止			乳幼児健診、相談等において相談体制の充実をはかる。	
			虐待等に関する相談・通報事業	児童生徒虐待等に関する相談・通報を受け付ける。	学校において児童生徒虐待等の緊急性を要する問題が生じた場合、各関係部署と連携して問題を解決するため学校支援会議を開催する。	学校において児童生徒虐待等の緊急性を要する問題が生じたため、各関係部署と連携して学校支援会議を開催した。(5件)	B	1：継続	学校において児童生徒虐待等の緊急性を要する問題が生じた場合、各関係部署と連携して問題を解決するため学校支援会議を開催する。	学校教育課
			あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対処する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会に参加する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会に参加した。	C	1：継続	あま市虐待等防止ネットワーク協議会に参加する。	人権推進課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
② 地域コミュニティ参加への周知・啓発を図る	①	地域コミュニティ参加の重要性等の周知	広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で地域の現状、地域コミュニティへの参加の必要性、地域共生社会の意義等を周知していきます。	広報、社協だより、市公式ウェブサイト、LINE等による情報提供	保護司や民生委員・児童委員、日赤奉仕団員に対し、講演会やイベント等の情報提供や参加の促進。	講演会やイベント等の内容により適宜情報提供を行い、参加促進に努める。	新型コロナウイルス感染症の影響により地区定例会を書面会議とした月もあったが、定例会の開催が可能な月においては関係各課で実施する講演会や学習会等の周知及び参加の促進に努めた。	B	1：継続	講演会やイベント等の内容により適宜情報提供を行い、参加の促進に努める。	社会福祉課
	②	地域活動や行事への参加促進 「重点施策1①（計画書p47）」	地域におけるふれあい・いきいきサロン等の活動や市民活動祭・ボランティアフェスティバル「あまのわ」等のイベントを通して、地域活動を周知し、参加を促進していきます。	ポスティングや回覧、チラシ、市公式ウェブサイト、会議等で参加依頼	会議やイベント等で依頼し、参加してもらい地域のつながり強めてもらう。	市民が引き続き、地域活動へ参加できるような企画内容、またPR行っていく。	コロナ禍において各事業の中止が続いたが、一方でふれあいいきいきサロンの実施により地域活動は行った。また、生活支援体制整備事業等と連携し、地域活動へ参加促進を図った。	C	1：継続	ふれあいいきいきサロンにおいては、市内全区で実施できるように関係機関と連携する。また、withコロナとして、サロンが開催できるようにスタッフ等と工夫をしていく。	社会福祉課
			第3回あまのわ（市民活動祭）の実施、周知。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に広く知ってもらう機会に加え、市内の市民活動団体の活動発表や魅力について発信する機会を創出する。</li> <li>市民活動団体がイベントを主体となって参画することで、市民協働を推進していく意識の醸成を図る。</li> <li>行事のチラシの全戸配布や情報誌の回覧を通して、地域活動や行事への参加促進を促す。</li> </ul>	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	当初は実施予定であった（事業実施に係る予算計上していた）が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。	E	1：継続	あまのわ運営業務を市内NPO団体に委託する。秋頃に実施予定。オンライン配信や参加ができるコンテンツを用意する。SNSを活用し、参加者へ周知する。	企画政策課	

「第2次あま市地域福祉計画」 令和2年度事業実績・令和3年度実施計画

★基本方針 2. 福祉コミュニティの構築

重点施策

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
①	社協との連携強化	市社協は、公私協働の福祉のまちづくりを目指し、地域福祉の推進役として活動しています。平成30年（2018年）4月から地域包括支援センターを市より受託し、高齢者等に対する相談支援を行っています。その他、高齢福祉、障がい福祉等、市から様々な事業を受託しており、今後もより緊密な連携を図るため、調整会議を実施していきます。	定期的な会議の開催	年12回 社会福祉課、高齢福祉課と社協幹部の連絡調整会議を開催し、情報共有や意見交換、方向性等調整している。	引き続き実施していく。	連絡調整会議については新型コロナウイルス感染対策として協議が必要な場合のみの開催とし計2回行った。その他の連携として、「成年後見制度利用促進協議会」や「権利擁護ケース検討会議」、「地域包括支援センター連絡会」や「ケース検討会」等、社協の各担当者と随時、調整会議を開催した。	B	1：継続	社会福祉課、高齢福祉課と社協幹部の連絡調整会議については、昨年同様、協議が必要な場合の開催とする。また、市からの委託事業における各担当課との調整会議については随時開催していく。	社会福祉課
			高齢者が住み慣れた地域で安心した生活をしていくことができるように、介護保険以外のサービスを含めて、高齢者や家族に対する総合的な支援を行う。	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組んでいる。	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携し適切に対応していく。	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携し適切に対応した。	A	1：継続	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携し適切に対応していく。	高齢福祉課
	民生委員・児童委員等との連携強化	民生委員・児童委員活動において、市民の多様な相談内容に対応できるよう、支援等を実施していきます。	定期的な会議の開催	月1回、役員会と定例会を3地区民児協で開催し連携を密に図るとともに、市民協としての役員会も随時開催し、委員のニーズを常に把握する。	役員会及び定例会ともに会議が再開となるまでは3地区協議会長と綿密に連絡を取り、書面会議にて委員への連絡・周知を行う。また、会議の再開となった折には年間予定どおり役員会及び定例会の開催、そして市民協役員会も随時開催する。	新型コロナウイルス感染拡大防止対策として書面会議とした月もあったが、市民協役員会は8回開催し、地区定例会については七宝地区7回、美和地区7回、甚目寺地区7回と年間を通じて計29回の役員会及び定例会を開催した。	C	1：継続	年間通して、市民協として12回の役員会及び地区民協で36回の定例会を開催する予定。	社会福祉課
③	地域包括ケアシステムの深化・推進	地域包括ケアシステムの構築に向けて、NPO、ボランティア、民間事業者、地域団体等、多様な主体と行政が協力・連携を図り、地域の理解を得ながら協働の体制づくりを進めていきます。	ICTを活用した医療と介護サービスの連携	登録事業所及び登録者（対象者）の拡充を行い、医療と介護の連携がスムーズになるように支援を行っていく。	登録事業所及び登録者（対象者）の拡充を行い、医療と介護の連携がスムーズになるように支援を行っていく。	利用施設登録数 94事業所 利用者数 209人 患者登録数 12人  医療と介護の連携の他、新型コロナウイルス等の情報共有・意見交換を行った。	C	1：継続	引き続き登録事業所及び登録者（対象者）の拡充を行い、医療と介護の連携がスムーズになるように支援を行っていく。	高齢福祉課

① 地域での連携・協力体制を構築する

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
④	地域の見守りネットワークの確立	<p>安心支え合いネットワーク事業（市社協）では、65歳以上のひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、地域のボランティア（支え合いネット員）が、ひとり暮らし高齢者等に対する見守り、声かけ等の安否確認を行っています。今後も、ボランティアの養成を行い、事業体制の充実を図ります。</p> <p>また、高齢者見守りネットワーク事業では、市内金融機関や新聞販売店・薬局・ドラッグストア等「あま市高齢者地域見守り協定」を結んだ民間事業者と連携し、高齢者を見守るネットワークを形成しています。今後も民間事業者等との連携を進めていきます。</p>	<p>安心支え合いネットワーク事業では、年4回打合せ会を実施</p>	<p>打合せ会では、日頃の「見守り」「声かけ」「安心電話」「お助け」活動に対して、意見交換や連絡調整を行います。うち1回は先進地視察も行い、ボランティア（ネット員）の交流やスキルアップにつなげていく。</p>	<p>市内全域ニーズに対応するため、地域における生活支援ボランティアを推進できるように、働きかけていく。</p>	<p>◆ネット員登録者数122人 ◆利用登録件数 236件 内訳 見守り51件（新規3件） 声掛け46件（新規4件） 安心電話107件（新規14件） お助け ゴミ出し31件（新規2件） 買い物支援 1件 ・ネット員会議、研修、視察等 第1回6月⇒中止 第2回9月（合同研修「傾聴ボランティア養成講座」を実施） 第3回12月（3地区でネット員会議を実施：認知症サポーター養成講座を兼ねる） 第4回3月（合同視察研修として豊田市へ赴く予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の為に中止し、「ボランティアステップアップ講座」を合同研修とした） ◆課題 社協が実施主体となる当該事業だけで、市内全域に対する生活支援ニーズへの対応は困難。並行的に地域での生活支援ボランティア活動の推進支援を実施する必要性がある。又、コロナ禍で減少傾向にある依頼数とボランティア登録者数の回復傾向にある。</p>	D	1：継続	<p>・住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていただけるように、地域のボランティアが一人暮らし高齢者や高齢者世帯等に対し、見守り・声掛け・電話等による安否確認や、ゴミ出し等のお助け活動を継続的に実施する。</p> <p>・安心支え合いネットワーク事業ネット員会議の開催ネット員相互による情報伝達や意見交換を図り、円滑な事業運営を図る目的で実施する。 第1回6月（3地区）、第2回9月（合同研修）、第3回12月（3地区）、第4回2月（合同視察研修） ・直接訪問しない、電話による安否確認の登録を推奨する。</p>	社会福祉課
		<p>高齢者見守りネットワーク事業では、民間事業者等との連携を進めていきます。</p>	<p>行政・民間・地域等が連携していただけるよう会議を通してネットワークを拡充していく。</p>	<p>市内薬局・ドラッグストアと高齢者見守り協力に関する協定の締結した。新たに営業を開始するドラッグストア等に協力を求めている。</p>	<p>新聞販売店 12事業所 金融機関 17事業所 ライフライン 52事業所 配食宅配事業者 11事業所 生鮮食品店 14事業所 薬局・ドラッグストア 21事業所 高速道路会社 1事業所 警備保障会社 1事業所</p>	A	1：継続	<p>新たに営業を開始する事業者に協力を求めていく。</p>	高齢福祉課	
⑤	NPO団体・市民ボランティア等との連携推進  「重点施策3①（計画書p49）」	<p>市民活動センターを拠点として活動しているNPO団体や市民ボランティア等に、活動充実に向けた支援による市民協働を促進していきます。 子育て支援においては、子育て支援団体のネットワーク会議を行ない情報共有や意見交換を行っていきます。</p>	<p>1)市民活動センターと連携し、市民協働に関する支援を行う。  2)市民協働ガイドブックの見直し。</p>	<p>1)市民活動センターの指定管理者と定期的にミーティングを行い、市内の市民活動、ボランティアについて、情報の共有を行い、包括的な支援を行う。  2)協働のすそを広げるために、まちづくり委員会にて、市民活動・協働ガイドブックの見直しを行う。</p>	<p>1)引き続き、情報共有の場を提供するために毎月ミーティングを行う。  2)市民活動・協働ガイドブックジュニア版及びヤング版を小学校に配布する。</p>	<p>1)引き続き、情報共有の場を提供するために毎月ミーティングを行った。  2)市民活動・協働ガイドブックジュニア版及びヤング版を小学校に配布した。</p>	A	1：継続	<p>1)引き続き、情報共有の場を提供するために毎月ミーティングを行う。  2)市民活動・協働ガイドブックジュニア版及びヤング版を小学校に配布する。なお、対象者は小学3年生及び小学5年生とし、ガイドブックは必要に応じて随時更新する。</p>	企画政策課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
			「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を毎年1回開催	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を毎年1回開催し、情報共有や意見交換を行い、各関係団体との連携を図ります。	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を継続して開催する。	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を令和3年1月13日に開催した。	A	1：継続	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を継続して開催する。	子育て支援課
⑥	生活支援体制整備事業における協議体の設置と連携推進 「重点施策1② (計画書p47)	高齢者の身近な生活を支援する環境づくりを進めるために、地域で多様な主体が参画する「協議体」を設置し、定期的な情報共有・連携強化を行っていきます。地域との連携のカギとなるのは行政とボランティア団体等の橋渡し役である生活支援コーディネーターであり、生活支援におけるサービス・社会資源の充実と住民主体による体制づくりの啓発活動を推進していきます。	生活支援コーディネーターを配置し生活支援・介護予防の充実に向け、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘、社会資源の開発やネットワーク化を図る。生活支援体制整備協議体を設置し多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等の推進について協議する。	第1層協議体の企画・運営については市が実施し、生活支援コーディネーター業務と第2層以下の協議体の企画・運営についてはあま市社会福祉協議会に委託しており、七宝・美和・甚目寺の3地区に協議体を設置している。	〈生活支援体制整備協議体会議〉 (第1層)6月頃に第1層第2層の構成委員や希望者に学習会を開催し、9月頃までに第1層の会議を実施。  (第2層)社会福祉協議会へ生活支援コーディネーターと共に委託。七宝、美和、甚目寺各地区協議体の会議を複数回、3地区合同会を開催予定。それぞれ地域資源の確認、課題を抽出検討する。	第1層 未実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止とした。 第2層 6回実施  コーディネーターによる地域資源の把握 25回 《地域資源》 ヘルシー玄米食堂、移動スーパーわいわい、ラジオ体操、お茶の会、元気ですか!顔合わせ会、つなぐ市場、クリーン活動、みまもーるサービス&豆腐販売、甚目寺プロギング、伊福お助け隊等	B	1：継続	〈生活支援体制整備協議体会議〉  (第1層) 構成員を再考し地域課題の抽出検討をしていく。  (第2層) 社会福祉協議会へ生活支援コーディネーターと共に委託。七宝、美和、甚目寺各地区協議体の会議を複数回、3地区合同会を開催予定。それぞれ地域資源の確認、課題を抽出検討する。	高齢福祉課
⑦	学校と地域の連携推進 「重点施策1③ (計画書p47)	地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や地域学校協働活動の担い手となる保護者、PTA、団体等幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、地域学校協働活動を推進していきます。	1)地域学校協働活動推進員の力量向上。  2)運営委員会の開催。  3)啓発用リーフレットの作成及び配布。	1)地域学校協働活動推進員としての力量向上を図るために、県教育委員会主催の地域コーディネーター研修会等、各種研修会へ参加する。  2)地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を7月、11月、3月に開催する。  3)より多くの地域ボランティアを確保するために、啓発用リーフレットを作成し、11月に各戸配布する。また、各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センター、各種団体とも随時連携し、より幅広い層の地域ボランティアを確保する。	1)地域学校協働活動推進員としての力量向上を図るために、県教育委員会主催の地域コーディネーター研修会等、各種研修会へ参加する。  2)地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を7月、11月、3月に開催する。  3)より多くの地域ボランティアを確保するために、啓発用リーフレットを作成し、11月に各戸配布する。また、各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センターとの連携、各種団体への協力依頼をすることで、より幅広い層の地域ボランティアを確保する。	1)県教育委員会主催の地域コーディネーター研修会が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となり、同様の理由で市教育委員会主催で12月に開催を予定していた地域コーディネーター研修会も中止となった。  2)地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を令和2年8月4日、11月20日及び令和3年3月17日に開催した。  3)より多くの地域ボランティアを確保するために、啓発用リーフレットを作成し、11月に各戸配布した。また、市民活動センターへ地域ボランティアの情報を随時提供するとともに、学校からの支援要請に対し、地域ボランティアへ参加依頼をして地域学校協働活動を実施した。	C	1：継続	1)地域学校協働活動推進員としての力量向上を図るために、県教育委員会主催の地域コーディネーター研修会等、各種研修会へ参加する。  2)地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を8月、11月、3月に開催する。  3)より多くの地域ボランティアを確保するために、啓発用リーフレットを作成し、11月に各戸配布する。また、各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センターとの連携、各種団体への協力依頼をすることで、より幅広い層の地域ボランティアを確保する。	生涯学習課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
			4) 地域学校協働本部だよりの作成及び配布。	4) 地域学校協働本部だよりの(仮称)等の広報紙の発行、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を随時行う。	4) 年2回地域学校協働本部だよりの発行をはじめ、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を随時行う。	4) 「地域学校協働本部だよりの第3号」を10月1日に発行し、地域ボランティアへ郵送するとともに、各公民館に配置し、また、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う学校行事の中止により、地域学校協働本部への活動要請が減少したため、地域学校協働本部だよりの発行は年1回となった。			4) 年2回地域学校協働本部だよりの発行をはじめ、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を随時行う。	
			5) 市民活動センター、各種団体との連携。	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記する。	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記する。	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記するとともに、市文化協会及び市女性の会への協力要請を行い、13団体から協力要請に応じるとの回答を得た。			5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記する。	
2) 担い手をつくる・増やす	ボランティア等の人材育成、活動への支援 「重点施策3(計画書p49)」 「重点施策3①(計画書p49)」	市社協と連携して、ボランティアの人材育成、活動支援を行っています。本市のボランティア活動の窓口は、現在、市社協、市民活動センター、教育委員会と3つあります。3者間の連携を強め、ボランティアが活動しやすい環境づくりを進めています。	1) 3者間の連携を強め、ボランティアが活動しやすい環境づくり。	1) 地域学校運営ボランティア登録用紙と同じ用紙で、市民活動センターへの個人ボランティア登録の意思を確認する文言を追加し、確認が取れば登録を行う。	1) 引き続き、地域学校運営ボランティア登録と同じ用紙で、市民活動センターへの個人登録を促す。	地域学校運営ボランティア登録と同じ用紙で、市民活動センターへの個人登録を促した。個人登録の意向を示した方は10名。	A	1: 継続	1) 引き続き、地域学校運営ボランティア登録と同じ用紙で、市民活動センターへの個人登録を促す。	企画政策課
			2) 各ボランティアに関する相談、紹介。	2) ボランティアに関する相談業務を市民活動センターの窓口にて行う。	2) 個人ボランティア登録を行った人へボランティア活動を紹介しマッチングを行う。	個人ボランティア登録を行った人へボランティア活動を紹介しマッチングを実施した。			2) 個人ボランティア登録を行った人へボランティア活動を紹介しマッチングを行う。	
			シルバーカレッジの開催	シルバーカレッジを通じ、豊富な経験や知識、技能をボランティア等の活動に活かせる学習講座を開催することにより、高齢者の交流・健康づくりの場を提供でき、地域コミュニティの連帯感を育み、地域社会の活性化の促進を図る。	・シルバーカレッジについては、令和2年4月に受講生を募集し、6月から2月まで、入学式及び卒業式を含め、21回の講義を実施する。 ・平成30年度卒業生(第3期生)に対するボランティア活動等のアンケート調査を令和2年4月に実施する	・シルバーカレッジについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としたが、その代替事業として、シルバーカレッジマスター講座を8回、シルバーカレッジOB会講座を1回実施し、高齢者の交流・健康づくりの場を提供することができた。 ・平成30年度卒業生(第3期生)にアンケート調査を行い、ボランティア活動等の参加状況について把握するとともに、OB会を立ち上げ、入会者数は80名であった。	C	1: 継続	・令和3年4月に受講生を募集し、6月から2月まで、入学式及び卒業式を含め、21回の講義を実施する。 ・令和3年7月にOB会員の集いを開催し、今後のOB会の運営や取組活動について決定する。 ・OB会講座を4回開催するとともに、令和元年度卒業生(第4期生)にアンケート調査を行い、ボランティア活動等の参加状況について把握し、地域学校協働活動への誘導を図る。	生涯学習課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
①			海部地方ボランティアコーディネーター養成講座の実施	大規模災害時に被災した市町村において災害ボランティアセンターを設置することとしているが、支援活動が円滑かつ効果的に行われるためには、ボランティアと被災地の支援要請との調整役となる防災ボランティアコーディネーターの役割は極めて重要である。よって、海部県民センター及び海部地方の市町村が合同で「防災ボランティアコーディネーター養成講座」を実施する。	令和2年度においても、引き続き講座を実施し、ボランティアコーディネーターの養成に努める。	当初予定していた、海部地方ボランティアコーディネーター養成講座は新型コロナウイルス感染拡大防止により、中止となった。	E	1：継続	令和3年度は講座を実施し、ボランティアコーディネーターの養成に努める。⇒令和3年度においても、新型コロナウイルス感染拡大防止により、海部地方ボランティアコーディネーター養成講座は中止となった。	安全安心課
			1) 講座や研修会を実施	1) 小さい頃から福祉の心を持たせるため、小中学生がボランティアなどできるように支援していく。また、福祉団体から担い手を発掘していく。	1) 若者が講座に参加できるように企画検討していき、担い手の発掘をしていく。	来年度からの事業に向けて実施できるように関係機関と調整を図った。	C	1：継続	ポスター等も作成し中高生を対象にボランティア養成講座を実施する。	
			2) 3者で話し合いを行い、冊子にしていく。	2) 冊子作成では、団体名や活動内容を記載し、市民が理解できるものを作成していく。	2) 生涯学習課、教育委員会を含めた会議を実施予定です。	市内におけるボランティアマッチング機能を効果的に発揮するための、多機関連携に関して、市民活動センターと打合せを実施し、登録団体の一体的な情報統合（冊子化）について協議した。2021.1.26には市民活動センター、企画政策課、学校教育課、生涯学習課と、ボランティア情報の共有に向けた打合せを実施した。⇒令和3年度中に、冊子への掲載イメージを再度検討する予定。				市内におけるボランティアマッチング機能を効果的に発揮するための、多機関連携に関する継続的な打合せの場を設ける。
②	民生委員・児童委員等への支援等	民生委員・児童委員は地域の相談や必要な援助等、大きな役割を担っています。今後も継続して、市民の多様な相談内容に対応できるよう活動に対する支援等を実施していきます。	市民が利用できる行政サービスや制度の周知。また、県主催による各種研修の案内及び参加促進。	担当地区での見守り訪問時に、緊急通報サービスや安心支え合いネットワーク事業といった有効なサービスの紹介ができるよう周知を図る。また、県主催の各種研修に参加してもらうことで委員として知見向上となる機会とする。	令和2年度においては県主催の研修等の実施が中止及び延期となっているが、開催となった折には参加促進に努める。また、例年の地区協議会における委員の知見向上に貢献できるような代替案を提示するなどサポートに努める。	県及び市主催の研修・講座関係や外部視察研修がすべて中止となったが代わりに地区定例会の内容を工夫した。具体的には県や市の出前講座を活用し、SDGsや認知症について学び、また手話協会より講師派遣を依頼し手話講座を実施するなど委員の知見向上となるよう努めた。	B	1：継続	昨年に引き続き、県主催研修関係の実施等が中止及び延期となっているが、開催となった折には参加促進に努める。また、委員の知見向上に貢献できるようサポートに努める。	社会福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
③	自主防災会への支援	災害対応に必要な知識の習得等を目的とし、防災リーダー養成講座を実施していきます。	防災リーダー養成講座の実施	・自主防災活動の指導や住民へのアドバイスなど地域の防災活動に取り組む防災リーダーを養成する講座を5月上旬から6月下旬に開講する。 ・過去に防災リーダー養成講座を修了した人に対してレベルアップ講座を12月上旬に開講する。	例年5月から6月に実施している防災リーダー養成講座について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する対策として見送ることとなった。毎年12月に実施しているレベルアップ講座と合わせて、講座の実施について検討していく。 ⇒現在、12月に防災リーダー養成講座の実施を予定している。	新型コロナウイルス感染拡大防止により、防災リーダー養成講座は中止とした。よって、自主防災会への支援について、自主防災会長に対して文書にて通知した。	E	1：継続	例年5月から6月に実施している防災リーダー養成講座について、新型コロナウイルス感染拡大防止により、12月に延期することとした。	安全安心課
④	老人クラブ等への支援	老人クラブは現在128団体（平成30年（2018年）4月現在）が活動しています。地域の特性を備えた広域的な組織強化と活動の活性化を支援していきます。	老人クラブ活動の充実	地域のニーズに応じた活動種目を取り入れ、活動内容の充実を図る。	単位老人クラブごとで、地域ニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動等を行っていく。	単位老人クラブごとで、地域ニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動等を行った。	A	1：継続	単位老人クラブごとで、地域ニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動等を行っていく。	高齢福祉課
⑤	身近な地域における居場所の提供	身近な地域における助け合いを促すために、地域で気楽に集まれる拠点の設置、提供に向けた検討を進めていきます。認知症カフェやサロン等、既存事業との連携や世代間交流を目標とした事業を検討していきます。	認知症カフェの開設・開催	認知症カフェを設置することで、認知症の人やその家族が悩みや想いを話し、社会や地域とつながりを持てる場を提供する。	認知症カフェの開設を増加させる。認知症サポーター等に対し学習会への参加を促しカフェの周知と理解を図る。	認知症カフェの開設今年度10カ所増減なし緊急事態宣言措置期間中において開催が中止となったため運営者のモチベーションを保ち運営が途絶えないように文書等で支援した。	B	1：継続	認知症カフェの開設を増加させる。認知症サポーター等に対し学習会への参加を促しカフェの周知と理解を図る。	高齢福祉課
			ふれ愛・いきいきサロン推進事業	市内42カ所設置を目指します。また、今後は高齢者のみ参加ではなく親子さんや障がい者へ参加してもらう。地域についても区（大字）の垣根を超えて隣接している地域も参加してもらう。	今まで対象者は、区内のみであったが、隣接している区にも参加可能として、地域でより参加できるように呼びかけを行う。また、子ども向けサロンにも立上げ支援をしていく。	あま市内で31のサロンを運営していたが、コロナ禍で中止が続き、今年度、2地区のサロン（甚目寺サロン、栄サロン）が廃止となった。令和3年度よりサロン実施回数に応じて補助金の金額を支給するよう見直しをした。	B	1：継続	市内24区で実施されているが、まだ開催されていない、18地域でサロンを開設できるよう生活支援体制整備事業の協議体や区長、民生委員に働きかけをする。また、withコロナとして、マスク着用・手指消毒・部屋喚起・短時間開催などサロンの開催方法を考える。 ※サロン未実施の区：遠島、鷹居、東溝口、花正、花長、古道、木折、蜂須賀、丹波、北苅、小橋方、乙之子、甚目寺、本郷、小路、方領、栄、石作	社会福祉課
⑥	既存資源の活用による地域拠点づくり	人権ふれあいセンター、公民館等、既存の公共施設を活用し、地域福祉の拠点とし、様々な講座や教室等を開催していきます。	毎年、人権ふれあいセンターにおいて、交流促進事業、休日等開館事業、デイサービス事業を実施し、地域福祉の拠点となるよう運営を行っている。	各教室年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等の開催を実施していく。	各教室を年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等の開催を実施していく。	交流促進事業 5教室 休日等開館事業 6教室 デイサービス事業 2教室 合計141名の応募があり、参加していただけた。	A	1：継続	各教室を年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等の開催を実施していく。	人権推進課
			各公民館及び美和歴史民俗資料館において、生涯学習講座として老若男女を対象とした様々な講座を開催	各公民館及び美和歴史民俗資料館において、生涯学習講座を、それ以外に、七宝公民館にて小学生とその家族を対象とした親子ふれあい講座を開催する。また、乳幼児とその保護者を対象とする幼児期家庭教育講座をミルキーねっとに委託して開催する。	令和2年度前期講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止と決定した。 なお、後期講座については、実施の予定で様々な講座を計画している。	令和2年度後期講座については、新型コロナウイルス感染症対策を取り実施した。一部中止になった講座もあったが、例年より多い全23講座を実施し、市民が生活の活力を得られるような場を提供できた。	C	1：継続	令和3年4月から前期講座の受講者を募集し、各公民館及び美和歴史民俗資料館で講座を開催する。また、後期講座についても実施予定であり、計画を進めている。	生涯学習課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
(3) 情報の共有・周知を図る	①	広報紙・市公式ウェブサイト等での情報発信	地域福祉に関する情報について、広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で情報を発信していきます。	広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で発信	地域福祉に関する情報が出てきた際は各種手法を使用し発信する。	地域福祉に関する情報が出てきた際は各種手法を使用し発信する。	地域福祉に関する情報について、広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で情報を発信した。	A	1：継続	引き続き、広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等での情報発信に努める。	企画政策課
				広報紙や公式ウェブサイトによる啓発	広報紙や公式ウェブサイトによる啓発	市広報誌に、事故の起こりやすい場所や犯罪情報などを毎月掲載するなど、消防・防災・防犯・交通安全において啓発すべき事項を定期的に広報紙や公式ウェブサイト、SNSなどで発信していく。	消防・防災・防犯・交通安全において、最新情報や注意すべき事項を広報紙や公式ウェブサイトに掲載した。	A	1：継続	市広報誌に、事故の起こりやすい場所や犯罪情報などを毎月掲載するなど、消防・防災・防犯・交通安全において啓発すべき事項を定期的に広報紙や公式ウェブサイト、SNSなどで発信していく。	安全安心課
				広報紙や市公式ウェブサイト、市社協では社協だより、ホームページ、SNSで情報提供。	広報紙や市公式ウェブサイト、市社協では社協だより、ホームページ、SNSで情報提供。	関連する各種講演会や養成講座、イベント等について随時広報紙や市公式ウェブサイト、SNSなどで情報発信を行う。市社会福祉協議会では令和2年度も年4回の社協だよりの発行及びホームページやSNSを活用し情報を発信する。	市社協は10月よりタイトル（まるっとあま）変更し、より見やすく、親しみやすい情報誌に努めた。HPやSNSの登録へ頻りに情報発信し、周知を図る。	A	1：継続	市社協は「まるっあま」のページ数を拡充し、新たな情報を掲載するとともにより見やすく、親しみのある情報を提供する。HPやSNSでは動画配信も検討し、内容の充実を図る。	社会福祉課
	②	福祉サービスに関する相談の充実	福祉サービスの利用者が、希望に沿ったサービスを選択できるように情報提供をすることが重要となります。市の地域包括支援センターや市社協の相談窓口と連携を図り、適切な福祉サービスの利用につなげていきます。	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をしていくことができるように、介護保険以外のサービスを含めて、高齢者や家族に対する総合的な支援を行う。	地域包括支援センターの業務として、高齢者やその家族に対して総合的な相談支援をする。	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組む。	市・社協の総合相談件数 電話 来所 訪問 その他 計	A	1：継続	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組む。	高齢福祉課
				障がいのある人が福祉サービスに関すること及びその他の一般的な相談をすることができる体制を構築する。	専門的知識を持つ相談支援専門員を配置した一般相談窓口を設置する。	引き続き、あま市社会福祉協議会に一般相談業務を委託し、障がいの特性に応じたきめ細かな相談と情報提供を行う。	あま市社会福祉協議会に一般相談業務を委託することで、障がいの特性に応じたきめ細かな相談と情報提供を行った。 相談件数 4,212件	A	1：継続	引き続き、あま市社会福祉協議会に一般相談業務を委託し、障がいの特性に応じたきめ細かな相談と情報提供を行う。	社会福祉課
				1)子育てに関する悩み、相談に対し、利用者支援事業として子育てコンシェルジュを配置	1)子育てに関する悩み、相談に対し、利用者支援事業として子育てコンシェルジュを配置し、悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげる。	1)子育てコンシェルジュを継続して配置し、子育ての悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげる。	・子育てコンシェルジュを継続して配置し、子育ての悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげた。 ・身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整えた。 (相談件数：384件)	A	1：継続	・子育てコンシェルジュを継続して配置し、子育ての悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげる。 ・身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整える。	子育て支援課
				2)身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう地域子育て支援拠点を設置	2)身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう地域子育て支援拠点を設置し、利用者が相談しやすい環境を整える。	2)身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整える。					

「第2次あま市地域福祉計画」 令和2年度事業実績・令和3年度実施計画

★基本方針 3. 福祉コミュニティの充実

重点施策

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
①	公共交通の充実	移動に困っている方々の日常生活を支えることを目的として市巡回バスの試行運行を行いながら、市民や学識経験者、一般旅客運送事業者等で構成される地域公共交通会議において、公共交通政策の方向性を検討しています。市巡回バス利用のPRや利用者との座談会等を行い、市民にとってより良い公共交通体系を目指していきます。	1)あま市巡回バス試行運行	1)あま市内の公共交通を確保するため「移動に困っている高齢者等の日常生活を支えることを目的」として、あま市巡回バスを定時定路線で試行運行している。 ・あま市巡回バスは、火曜日、金曜日、日曜日を運行日とし、北部、南部、東部巡回ルートの3路線により市内をくまなく運行している。	1)引き続きあま市巡回バスの試行運行を継続し、交通手段を整備するために必要な利用状況等の把握に努める。	あま市巡回バスの試行運行を継続し、交通手段を整備するために必要な利用状況等の把握に努めた。毎月の広報に利用状況及びあま市巡回バスの利用促進等の啓発を行った。地域公共交通会議において、本格運行に移行すべきと意見をいただき、市としても本格運行に移行すべきと判断をしたため、令和3年度から本格運行へ移行することとなった。 ※令和3年利用実績（別添資料有。令和2年度末は本格運行前）	B	1：継続	1)あま市巡回バスの運行を継続し、交通手段を整備するために必要な利用状況等の把握に努める。	企画政策課
			2)広報での啓発	2)毎月広報に利用者数を報告するとともに、あま市巡回バスに関する事項を掲載し、広く市民へ周知している。	2)広報での啓発を継続する。	あま市巡回バスの試行運行を継続し、交通手段を整備するために必要な利用状況等の把握に努めた。毎月の広報に利用状況及びあま市巡回バスの利用促進等の啓発を行った。		広報での啓発を継続し毎月の利用状況について記載をする。令和3年度では本格運行の啓発、アンケートの啓発や企業広告募集開始の啓発について行う。		
②	福祉有償運送等による移動手段の確保	公共交通機関を利用することが困難な要介護高齢者や障がいのある人の移動手段として、福祉有償運送等の活用を推進します。市社協では、移動援助サービス「あまのかけあしS」を実施しており、今後も移動支援ニーズの増加を踏まえて、事業を支援していきます。	無償による移動援助サービス「あまのかけあしS」を実施	75歳以上のひとり暮らし、また高齢者世帯で家族による移動が困難な方を対象に、必要最小限の生活（買物・医療機関等）を支援していく。	今年度はボランティア養成講座の実施はしないが、事業のPR活動等に取り組みながら、引き続き、運転ボランティア登録者の増員を図る。	ボランティアが少ないため、急な体調不良または、ボランティアの日程調整がつかないため、利用者に日にちを変更してもらう事例があった。ボランティア募集については社協だより等により行った。 ※運転ボランティア登録者数：14名（実質の稼働者：5名） ※利用数実績：59件（延べ80件）	B	1：継続	移動援助サービス養成講座を行い、運転ボランティアを増加し、稼働率を上げる。	社会福祉課
③	既存施設のバリアフリー化の推進	バリアフリー化を推進し、人にやさしい建築物や道路・公園・トイレ・駐車スペース等の整備、改善に取り組みます。	あま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	既存施設についての施策は特にありません。新規に設置する公園については、前述の条例に基づき、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備します。	引き続き、新規に設置する公園については、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備予定。	再整備した公園について、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備しました。整備：1か所（森ヶ丘公園）	B	1：継続	引き続き、新規に設置する公園については、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備予定。	都市計画課 土木課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
④	安全な道路交通環境の整備推進	高齢者や障がいのある人、子ども等、すべての人に配慮したユニバーサルデザインによる公共的な建物・道路等の整備を促進します。また、安全で安心した生活が送れるように危険箇所の把握と整備を行い、交通弱者の視点に立った道路交通環境の整備を図っていきます。	あま市独自の施策はありません。公共建築物の建設時には、愛知県の定める「人にやさしい街づくり条例」に基づいた情報提供を行う。	公共建築物の建設時に愛知県が定める、「人にやさしい街づくり条例」に基づいた情報提供を行う。	引き続き、公共建築物建設時の県条例に基づく情報提供を行う。	公共建築物建設時の県条例に基づく情報提供を行った。	B	1：継続	引き続き、公共建築物建設時の県条例に基づく情報提供を行う。	都市計画課 土木課
①	地域における子育て支援の充実	児童館、子育て支援センター及びつどいの広場を設置し、子育て中の親子が地域で気軽に集い交流できる場を確保するとともに専門スタッフを配置し子育ての相談が気軽にできる体制の充実を図ります。子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談、助言等を行っていきます。	1)児童館は、乳幼児及び児童を対象に健全な遊びを通じ、健康の増進、心を豊かにする場を提供している。また、専門のスタッフが常駐していることから、子育ての悩み等が気軽に相談する事が出来る。	1)季節ごとの行事を通じて、運動・工作を実施し、児童（乳幼児は親子参加型）の学びの場や発見の場を作っている。	1)児童館便りを掲示・配布し、市公式ウェブサイトにて行事の告知や周知を実施する。また、「コアラ教室（月1回、2歳児親子対象行事）」や「ちびっこあつまれ（月3回、0歳から就学前乳幼児親子対象行事）」等を実施し、季節ごとのイベントに関連した行事や、集団での遊び、個別での遊びが十分に満喫できる時間を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童館便りの掲示・配布や、市公式ウェブサイトにて行事の告知は行ったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、行事の回数は減少した。</li> <li>各館とも「コアラ教室（月1回2歳児親子対象行事）」は月1回、「ちびっこあつまれ（月3回0歳から就学前乳幼児親子対象行事）」は月3回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止が多かった。</li> <li>コアラ教室28回</li> <li>ちびっこあつまれ83回</li> <li>その他行事110回</li> <li>季節ごとのイベントに関連した行事や、集団での遊び、個別での遊びは、新型コロナウイルス感染拡大防止の為4月、5月、6月、R3年2月は閉所・閉館となり昨年より満喫できる回数が増減した。（ほんわか広場4回、にこにこ広場4回、わくわく広場4回、ふれあい広場4回、赤ちゃんとおそぼう4回、にこにこベビーデー14回減少）しかし、開館、開所時には感染対策を十分に行い新しい生活様式を取り入れ行事を楽しんでいただけた。</li> </ul>	B	1：継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童館便りの掲示・配布や、ウェブサイトにて行事の告知や周知を行う。</li> <li>「コアラ教室（月1回2歳児親子対象行事）」や「ちびっこあつまれ（月3回0歳から就学前乳幼児親子対象行事）」を実施する。</li> <li>児童館便りを掲示・配布や、ウェブサイトにて行事についての告知や周知を行う。</li> <li>季節ごとのイベントに関連した行事や、集団での遊び、個別での遊びを感染対策や新しい生活様式を実施しながら十分に満喫できる時間を提供する。</li> </ul>	子育て支援課
			2)子育て支援センター及びつどいの広場は、子育て中の親子を対象に、子育て全般に関する専門的な支援を行う場を提供している。また、子育て支援員を配置し、子育ての悩み等が気軽に相談する事が出来る。	2)自由来所では子育て支援員が親子に寄り添い、保護者が気軽に交流し、相談できる環境を作っている。また毎月、子育て広場や1歳未満の親子対象の行事、その他音楽あそびなど講師を招いた様々な行事を開催することで、親子の学びの場と交流の場を提供している。	2)子育てカレンダーを掲示・配布し、市公式ウェブサイトにて行事の告知や周知を実施する。また、自由来所では親子が個別に遊べる環境を提供し、行事では、「子育て広場（月1回、乳幼児親子対象）」（ほんわか広場・にこにこ広場・わくわく広場・ふれあい広場）や「赤ちゃんとおそぼう（2か月～11か月の親子）」、「にこにこベビーデー（1歳未満の親子）」等を実施し、親子の交流や友だち作りができる環境を整える。	3)子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行う。	3)子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行う。	3)子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行った。	3)子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行った。	
			3)子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談、助言等を行う。	3)子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行う。	3)子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行う。	3)子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行った。	3)子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行った。	3)子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行った。	3)子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行った。	

② 地域の包括的な支援の充実を図る

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
②	認知症高齢者の地域での見守りの充実	地域における認知症高齢者の見守りを促進するために認知症の広報啓発、ボランティアによる見守り活動の支援を行います。また、認知症高齢者の徘徊に対応するため、見守りステッカーの配布や、行方不明となった場合にメール配信で情報提供の依頼を行うこと等、市民への周知を進めていきます。	1) 認知症サポーター養成講座、認知症予防講座、認知症講演会、ふれあいカフェの開催	1) 認知症サポーター養成講座、認知症予防講座、認知症講演会を実施し、ふれあいカフェの拡充を図ることで、認知症の広報啓発、ボランティアによる見守り活動の支援を行っている。	1) 中学校や一般住民、事業所に向け講座を開催し、新たに1,300人のサポーターを要請する。	認知症サポーター養成講座 11回(214人) 認知症予防講座 7回(157人) 《対象者》 甚目寺観音ラジオ体操参加者、川部サロン、甚目寺生活クラブ、生き生き推進隊、森サロン、新居屋憩の家 認知症講演会・勉強会 4回 《対象者》 「認知症の方の地域見守り協力者」の登録者 認知症カフェ 10ヶ所で開催	B	1：継続	中学校や一般住民、事業所に向け講座を開催する。	高齢福祉課
			2) 認知症高齢者徘徊対応	2) ステッカーの配布・行方不明時にメール配信の実施	2) ステッカーの配布・行方不明時にメール配信の実施	ステッカーの配布 14件 行方不明時のメール配信 0件			ステッカーの配布・行方不明時にメール配信の実施	
③	障がい者の地域生活支援の促進	障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと生活するため、グループホームをはじめとする障害福祉サービス事業所の整備を支援し、施設や病院等での暮らしから地域生活への移行を促進します。市内のグループホームは、平成28年(2016年)4月では6カ所でしたが、平成30年(2018年)12月の時点では9カ所となっており、今後も支援の拡充を図ることで、障がいの有無や種類、程度に関わらず、誰もが一緒に参加できる環境づくりを進めていきます。	地域生活支援拠点の整備	地域で生活する障がいのある人が適切な介護を受けられない時に居室を提供する緊急時居室確保事業と、ひとり暮らしの体験を希望する障がいのある人に体験的な宿泊を提供する体験的宿泊支援事業を実施する。	円滑に事業を開始するために、多くの事業所に事業登録を促し、障がいのある人が地域で生活するための適切な支援を受けられる体制を作る。	事業開始とともに事業所への事業概要の周知メールを送付した。その結果、1件のグループホームより登録申請があった。	B	1：継続	更に多くの事業所の参加を募るため、引き続き周知を行っていく。	社会福祉課
④	こころの健康づくりに対する相談支援の充実	保健センターの窓口や電話による随時の健康相談、精神科医や臨床心理士による相談等、こころの悩みや病気に関する相談支援の充実を図ります。	精神科医、臨床心理士による、予約制のこころの悩みに関する個別相談会を実施します。 また随時、保健師による電話、面接相談を実施します。	・精神科医による「精神保健相談会」 ・臨床心理士による「こころの相談室」 ・保健師による電話相談、面接 随時	・精神保健相談会3回/年実施予定 ・こころの相談室12回/年実施予定 ・保健師・公認心理士による面接、電話相談	・精神保健相談会1回(6月) 1件の面接相談実施 ・こころの相談室 4件 ・保健師による面接27件、電話相談 90件	C	1：継続	・精神保健相談会3回/年実施予定 ・こころの相談室12回/年実施予定 ・保健師・公認心理士による面接、電話相談	健康推進課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
		ひきこもりや不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する相談支援の充実を図ります。	あま市子ども・若者相談窓口の開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>名称 あま市子ども・若者相談窓口</li> <li>開設日時 毎週火曜日及び金曜日（祝休日・年末年始を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から4時まで</li> <li>予約受付 毎週火曜日から日曜日の午前9時から午後5時まで</li> <li>開設場所 甚目寺公民館1階相談室</li> <li>対象者 あま市及び大治町に居住するひきこもりや不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する概ね15歳から39歳までの子ども・若者及びその家族</li> </ul>	ひきこもりや不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する相談窓口として、あま市子ども・若者相談窓口を開設し、事前の電話予約による相談業務を実施します。	令和2年度の相談者数は21名、延べ相談件数は63件であった。	B	1：継続	ひきこもりや不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する相談窓口として、あま市子ども・若者相談窓口を開設し、事前の電話予約による相談業務を実施する。	生涯学習課
⑤	ゲートキーパーの周知と養成講座の受講促進	自殺のサインに気づき、傾聴等をする「ゲートキーパー」を広く一般市民に周知し、養成講座の受講を促進していきます。民生委員・児童委員やボランティア等、地域の自殺対策に取り組む人・団体等に対して、養成講座や研修機会の拡大を図ります。	民生委員、児童委員、一般市民を対象に、ゲートキーパー養成講座を開催します。	愛知いのちの電話協会事務局 兼田智彦氏を講師に、平成29年度甚目寺地区、平成30年度美和地区で開催し、令和元年度七宝地区で実施予定。ゲートキーパーの役割を担う地域支援者を増加させ、自殺のサインに気づき、適切な対応の取れる人材を育成します。	11月ごろを目安に、甚目寺地区で民生委員、児童委員及び、一般市民募集によるゲートキーパー養成講座を実施予定。	令和3年2月10日、一般市民対象に養成講座実施。（民生児童委員協議会はコロナ禍にて中止となり一般市民のみ15名参加）	C	1：継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>3年4月に市役所新人職員研修にて養成講座の実施。名受講</li> <li>4年2月、甚目寺地区で民生委員児童委員及び、一般市民募集によるゲートキーパー養成講座を実施予定。</li> </ul>	健康推進課
			民生委員児童委員協議会の定例会開催時に併せて講座を企画する。	民生委員・児童委員の1期3年任期において、3地区民児協輪番で受講している。	地区輪番制の流れより、令和2年度は11月頃に甚目寺地区民生委員・児童委員が受講予定。	2月定例会開催時を予定していたが、定例会を书面会議での開催としたため、来年度へ延期となった。	E	1：継続	11月ごろを目安に、甚目寺地区で民生委員、児童委員及び、一般市民募集によるゲートキーパー養成講座を実施予定。	社会福祉課
⑥	関係機関等の連携・ネットワークの強化	自殺対策は行政だけでなく、地域全体で自殺対策が推進されるよう、関係機関や民間団体の代表者を集め意見交換等を行う「あま市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、連携強化を図ります。	あま市自殺対策ネットワーク会議を開催する。	関係機関、民間団体、行政棟で構成された「あま市自殺対策ネットワーク会議」を開催し、各機関の状況確認を行い、地域全体で自殺対策に取り組む機運を高め、体制整備につなげる。	10月頃に「あま市自殺対策ネットワーク会議」を開催予定。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため书面会議とした。	C	1：継続	3月頃に「あま市自殺対策ネットワーク会議」を新型コロナウイルス感染拡大に注意しながら開催予定。	健康推進課
⑦	生活困窮者への相談・自立支援 「重点施策4①（計画書p49）」	生活に困っている人への早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談、就労の支援、自立支援計画の決定、制度間の連絡調整を行っていきます。相談に出向くことができない人について、積極的なアウトリーチにより、状況の把握、相談、早期の自立支援につなげていきます。	あま市生活困窮者自立支援事業として、自立相談支援事業及び住居確保給付金を実施	生活困窮者自立支援窓口を社会福祉課（甚目寺庁舎）に設置し、暮らしに不安を抱え、生活に困窮するなどしている市民を対象に、来所相談のみならず、積極的にアウトリーチを心がけ、相談支援を行っている。生活困窮者は複合的な課題を抱えている場合が多いことから、庁内関係課に留まらず、公共職業安定所をはじめとする職業安定機関や福祉関係団体と連携している。	生活や福祉でお困りの市民が困窮状態から脱却できるよう、伴走型の支援を心掛け、自立を図る。	新規相談件数537件、自立支援計画件数75件、住居確保給付金支給件数96件（初回52件、延長23件、再延長14件、再々延長4件、再支給3件）の実績だった。新規相談件数は前年度から約1.73倍、住居確保給付金は前年度から24倍増加した。また、令和2年12月から一時生活支援事業を開始し、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた人も含め、生活困窮者の自立を促進することができた。	A	1：継続	就労準備支援事業及び家計改善支援事業を公募型プロポーザル方式により委託業者を決定し、7月から二つの事業を一体的に実施することで、生活困窮者支援の充実化を図る。また、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する人への相談支援を実施し、自立の促進を図る。	社会福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
⑧	子どもの貧困対策の充実	ひとり親家庭の子どもの将来的な生活安定として、子どもの生活・学習支援を実施していきます。	児童扶養手当受給者所得制限内の中学生を対象に生活学習支援を実施している。	学習支援や生活習慣等の支援を受けることによって学力と社会適応力を向上させ、ひとり親家庭の子どもの将来的な生活安定を図る。	生活学習支援を週に1度、2か所の実施場所で行っていく。	・生活学習支援を週に1度、2か所の実施場所で行った。 ・新型コロナウイルス感染防止のため事業中止とした期間があり、実施回数が減少した。 ※実施回数：35回（当初実施予定44回）	B	1：継続	生活学習支援を週に1度、2か所の実施場所で行っていく。 ※美和地区については、令和4年度実施予定	子育て支援課
⑨	権利擁護の推進 「重点施策4② (計画書p49)」	高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待予防・早期対応を行うために虐待等防止ネットワーク協議会を推進していきます。高齢化や認知症高齢者の増加等を背景として、判断能力が不十分な高齢者等に対する支援が今後も大きな課題と考えられます。現在、成年後見制度利用支援事業により対応していますが、将来の支援ニーズの増加を見据え、権利擁護支援センターの設置を進めていきます。 権利擁護支援センターは、基本理念として利用者の個人としての尊厳と生活保障、自己決定権の尊重、財産管理のみならず身上保護を重視すること等を掲げていきます。	あま市虐待等防止ネットワークによる高齢者虐待防止	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対応する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	令和3年2月にあま市虐待等防止ネットワーク協議会を書面会議にて開催し、各種関係機関と事例についての検討を行った。	A	1：継続	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	高齢福祉課
			あま市権利擁護支援センターの立ち上げに向け、あま市権利擁護支援センター設立準備委員会を開催	あま市権利擁護支援センター設立準備委員会は司法関係者、医療機関関係者、福祉関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者で構成する、委員会の内容は、①事業の運営体制に関すること、②法人後見を受任する対象者に関すること、③事業の運営経費に関すること、④センター設立に関して必要な事項に関することを検討している。	令和3年4月にあま市権利擁護支援センターが設置できるよう、先進地の取り組みを幅広く学び、センターの運営方法等を検討し、内容を深める。	あま市権利擁護支援センター設立準備委員会を4月、8月、11月に開催し、センターの設置形態や名称、成年後見制度利用支援事業実施要綱の改正等について協議した。 また、厚生労働省が開催する成年後見制度利用促進体制整備研修に参加するほか、先進地の取り組みを学ぶために視察に行くなど、資質向上に努め、センターのあり方を検討することができた。	A	1：継続	あま市権利擁護センターを広く周知するため、開所記念講演会を開催する。専門的な知識を持って相談支援できるよう、5月、6月に現場実習へ行き、10月から12月にかけて成年後見制度利用促進体制整備研修を受講する。 7月からセンターを開所するに当たり、あま市成年後見制度利用促進協議会を6月、3月に開催し、相談支援体制の整備や法人後見の実施等について協議する。また、8月から偶数月に専門職で構成する権利擁護ケース検討会議を開催し、支援方針を検討し、本人がメリットを感じる成年後見制度の利用につながるよう、運営していく。	社会福祉課
⑩	地域防犯対策の推進	高齢者等に対する振り込め詐欺等の特殊詐欺を防ぐために、自治会や民生委員・児童委員、警察との連携等を強化し、「犯罪のないまち」を目指していきます。	振り込め詐欺対策の普及啓発活動	高齢者が集うサロンなどに、警察署員や安全安心課職員が出向いて、講話を実施する。また、安全安心大会において、愛知県警察所属の防犯活動専門チームによる振り込め詐欺防災の寸劇を実施する。	高齢者向けの講話を実施する。また、特殊詐欺等の最新情報をメールにて配信する。	新型コロナウイルス感染拡大防止により講話が中止となったため、メールや公式ウェブサイトにて、最新の特殊詐欺の手口や情報を提供し、被害に遭わないよう防犯力の強化を図ることに努めた。 安全安心大会は廃止となりました。	A	1：継続	高齢者が集うサロンなどに出向き、最新の特殊詐欺の手口や情報を提供し、被害に遭わないよう防犯力の強化を図る。また、メールや公式ウェブサイトなどでも発信する。	安全安心課
⑪	福祉総合相談窓口の設置	本市においても、年々複合的な困難事例が多くなっているため、福祉、保健、医療にとどまらず教育、就労、住居、防災、人権、 税務等庁内部局の横断的な体制づくりを進めていきます。	現在の生活困窮者自立支援相談窓口の充実・拡大	総合相談窓口の要として、現在の生活困窮者自立支援相談窓口の充実・拡大させる。	令和3年度から任意事業を実施できるよう、事業の枠組みをつくり、予算化する。	9/17(木)地域福祉計画関係部局調整会議で、計画推進に不可欠な「地域包括ケアシステム推進における連携」について協議。また、「重層的支援体制整備事業」についても取り上げ関係部局へ周知・理解を図った。	B	1：継続	重層的支援体制整備に向けて、ワーキングチーム編成の検討等関係部局と連携を図りながら進める。	社会福祉課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和2年度の実施計画	令和2年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和3年度の実施計画	主な担当課
				関係部局の連携による相談体制づくり	福祉に関する総合窓口として関係部局が連携し、複合的な相談に対応できる体制をつくる。	令和3年度から生活困窮者自立支援窓口と権利擁護支援センターを一体的に設置できるよう検討し、総合相談窓口の設置に向けた足がかりとする。	一体的に設置できるよう準備し、複合的な相談支援体制の整備の足がかりとできた。				関係各課
③ 防災への取組を推進する	①	自主防災会の育成・支援 「重点施策5① (計画書p50)」	自主防災会が訓練を実施した際、また資機材等を整備した際には補助金を支給し、継続して自主防災活動を支援していきます。また、災害時の自主防災会の役割のひとつとして避難所運営があります。支援の必要な方への意見を避難所運営に反映するためにも、高齢者や障がいのある人及び家族等に自主防災会への参加を促進していきます。	自主防災会に対する事業費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練補助金 参加人数×150円+直接経費(上限5万円まで)</li> <li>・防災倉庫補助金 9/10補助(上限20万円まで)</li> <li>・防災資機材補助金 1/2補助(上限10万円まで)</li> </ul>	令和2年度においても、引き続き補助金による支援を実施し、地域防災力の向上に努める。	自主防災会が主催する防災訓練が、丹波、金岩、上萱津、川部地区で実施され、のべ229人が参加した。また、14の自主防災会において防災資機材を、2の自主防災会において防災倉庫を整備した。自主防災会が実施する訓練や資機材の整備に対して補助金を交付し、地域防災力の要である自主防災会を支援することにより、地域防災力の強化の促進を図った。	A	1:継続	令和3年度においても、引き続き補助金による支援を実施し、地域防災力の向上に努める。	安全安心課
	②	防災に対する意識啓発	地域サロン等へ出向き、防災に関する知識や対策等の出前講座を行い、住民一人ひとりの防災意識を高めます。また、防災リーダー養成講座や防災ボランティアの養成講座及びフォローアップ講座を開催し、防災ボランティアの育成に努めます。	防災リーダー養成講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災活動の指導や住民へのアドバイスなど地域の防災活動に取り組む防災リーダーを養成する講座を5月上旬から6月下旬に開講する。</li> <li>・過去に防災リーダー養成講座を修了した人に対してレベルアップ講座を12月上旬に開講する。</li> </ul>	例年5月から6月に実施している防災リーダー養成講座について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する対策として見送ることとなった。毎年12月に実施しているレベルアップ講座と合わせて、講座の実施について検討していく。 ⇒現在、12月に防災リーダー養成講座の実施を予定している。	新型コロナウイルス感染拡大防止により、防災リーダー養成講座は中止となった。	E	1:継続	例年5月から6月に実施している防災リーダー養成講座について、新型コロナウイルス感染拡大防止により、12月に延期し実施予定。	安全安心課
	③	避難行動要支援者制度の充実 「重点施策5② (計画書p50)」	平成23年(2011年)東日本大震災の教訓から、避難行動要支援者名簿を活用した実効性を伴う避難支援が課題となっています。本市においても「あま市避難行動要支援者避難支援計画」に拠り避難行動要支援者名簿を作成しており、今後は地域の協力を得ながら避難行動要支援者個別支援計画の作成・整備等を進めていきます。	避難行動要支援者名簿の制度について、自主防災会長に対して講話する	自主防災会の情報交換会において、避難行動要支援者名簿の制度を、社会福祉課より説明してもらった。	例年5月に実施している自主防災会情報交換会について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する対策として見送ることとなった。	新型コロナウイルス感染拡大防止により、中止となった。	E	1:継続	例年5月に実施している自主防災会情報交換会について、新型コロナウイルス感染拡大防止により中止。	安全安心課
				避難行動要支援者支援システム導入事業	住基情報や福祉情報と連携して避難行動要支援者の把握を行い、避難支援等関係者(自主防災組織・民生委員・社会福祉協議会等)に避難行動要支援者同意者名簿を提供することにより、平常時より発災時の避難支援方法・避難訓練の実施に活用し、地域防災力の向上を図る。 また、避難支援等関係者に働きかけ、避難行動要支援者ごとの状況に応じた個別支援計画を作成し、災害時の支援体制を構築する。	避難行動要支援者システムを公募型プロポーザルによる随意契約にて年度内導入を目指す	避難行動要支援者システムを導入した。	A	1:継続	導入したシステムを活用し、発災時の避難支援方法の教示や避難訓練を実施することで、地域防災力の向上を図る。 また、避難支援等関係者と行政、要支援者(家族)を交え一体となって個別支援計画を作成し、災害時の支援体制を構築する。	社会福祉課